

発室発第 14 号
平成 27 年 4 月 15 日

原子力規制委員会 原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

日本原子力発電株式会社
執行役員 発電管理室
石坂 貴

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成 27 年 3 月 27 日付け東二安防発第 16 号にて届け出ました「東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、ひたちなか西警察署の名称変更及び茨城町通報連絡先変更に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以 上

添付資料

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表

東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画読替表 (1/4)

読 替 前	読 替 後	備考
織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。 (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣からの規制法第 64 条第 3 項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。 2. 地方公共団体との連携 (1) 原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村との間で、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の通報連絡体制、原子力災害事前対策の実施等について「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて平時より密接な連携を図る。 また、原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村が行うオフサイトセンター運営要領の作成に協力する。 (2) 原子力防災管理者は、地方公共団体から放射線防護に関する教育講師派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。 (3) 原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村の住民避難計画等の作成に協力する。 (4) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 31 条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (5) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 32 条に基づく事業所の立入り検査を求められた場合は、その立入り検査について対応を行う。 (6) 原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データ及び放出源情報等を提供するための設備等を整備・維持する。 3. 防災関係機関等との連携 (1) 原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、ひたちなか西警察署、茨城海上保安部その他関係機関）とは、平時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 (2) 原子力防災管理者は、従業員の初期被ばく医療の受け入れ医療機関から放射線管理教育の実施について、協力要請があったときには、場所の提供、講師派遣等の支援を行う。 4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用 (1) 発電管理室長は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平時から当該支援組織との連携を図っておく。 (2) 発電管理室長は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度・訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と都度必要な協議を行う。	織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。 (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣からの規制法第 64 条第 3 項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。 2. 地方公共団体との連携 (1) 原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村との間で、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の通報連絡体制、原子力災害事前対策の実施等について「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて平時より密接な連携を図る。 また、原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村が行うオフサイトセンター運営要領の作成に協力する。 (2) 原子力防災管理者は、地方公共団体から放射線防護に関する教育講師派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。 (3) 原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村の住民避難計画等の作成に協力する。 (4) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 31 条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (5) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 32 条に基づく事業所の立入り検査を求められた場合は、その立入り検査について対応を行う。 (6) 原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データ及び放出源情報等を提供するための設備等を整備・維持する。 3. 防災関係機関等との連携 (1) 原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、ひたちなか警察署、茨城海上保安部その他関係機関）とは、平時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 (2) 原子力防災管理者は、従業員の初期被ばく医療の受け入れ医療機関から放射線管理教育の実施について、協力要請があったときには、場所の提供、講師派遣等の支援を行う。 4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用 (1) 発電管理室長は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平時から当該支援組織との連携を図っておく。 (2) 発電管理室長は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度・訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と都度必要な協議を行う。	ひたちなか西警察署名称変更

東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画読替表 (2/4)

読	替	前	読	替	後	備考
別図2-9-1 警戒事象に基づく連絡経路			別図2-9-1 警戒事象に基づく連絡経路			茨城町通報連絡先変更 ひたちなか西警察署名称変更
42			42			

東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画読替表 (3/4)

読 替 前	読 替 後	備考
別図2-9-2 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生) 原子力防災管理者 【赤字】=原災法第10条1項に基づく連絡先 【赤字】=防災基本計画に基づく連絡先 —— 電話 ----- FAX	別図2-9-2 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生) 原子力防災管理者 【赤字】=原災法第10条1項に基づく連絡先 【赤字】=防災基本計画に基づく連絡先 —— 電話 ----- FAX	ひたちなか西警察署名称変更 茨城町通報連絡先変更

東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画読替表 (4/4)

読替前

別図2-9-4

対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路—
（発電所内での事象発生）

原子力防災管理者

【太字】は原災法
第10条1項に基
づく通報先

【太字】は防災基
本計画に基づ
く連絡先

—— 電話
----- FAX

- 43 -

読替後

別図2-9-4

対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路—
（発電所内での事象発生）

原子力防災管理者

【太字】は原災法
第10条1項に基
づく通報先

【太字】は防災基
本計画に基づ
く連絡先

—— 電話
----- FAX

- 45 -

備考

ひたちなか西
警察署名称変
更

茨城町通報連
絡先変更